

令和 6 年 3 月 2 6 日

倉庫業者 各位

国土交通省 中国運輸局  
交通政策部 環境・物流課

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の改正について（周知）

平素より国土交通行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、冷凍食品の保管量の増加や電力料金の高騰等の環境の変化が生じているところ、過冷却を抑制し、環境負荷の低減を図る観点から、従来の温度帯区分を細分化し、より適正な取引を促す必要があるため、別添のとおり、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示（平成14年国土交通省告示第43号）において、温度帯区分を改正しました。

令和6年3月末までに登録を受けている冷蔵倉庫について、本改正に係る申請手続は不要であり、施行日である令和6年4月1日から、以下の新旧表のとおり移行いたします。

なお、国土交通省が管理する倉庫業登録簿の改修が完了するまでの間は、当局で縦覧できる登録簿は旧表の記載となりますが、新表のとおり読み替えるものといたします。

旧	新
F 1	F 2
F 2	S F 1
F 3	S F 3
F 4	S F 4

※旧C1において、新F1にまたがる温度は、原則、新C1として取り扱います。新F1として運用する場合には申請が必要です。

【お問合せ先】

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館

国土交通省 中国運輸局 交通政策部 環境・物流課

電話番号：082-228-3496

E-mail：[cgt-ecologi@gxb.mlit.go.jp](mailto:cgt-ecologi@gxb.mlit.go.jp)